

「月の勤務日数計算方法」の変更に伴う共済掛金の精算

1 概要

2022年10月1日の国共済拡大に伴い、本社人事部より10月以降の共済(短期)及び共済(介護)の掛金を決める標準報酬月額の基本となる「月の勤務日数の計算方法」が示された。

「月の勤務日数」が変わることで標準報酬月額が変更となり、共済(短期)及び共済(介護)を決める等級が変わることから、2022年10月分～2023年1月分の共済(短期)及び共済(介護)の金額を精算する。

2 月の勤務日数計算方法

(例) 週5日勤務の場合

--	--

3 月の勤務日数修正数及び精算額等

対象局	単独マネジメント局 25局
精算対象人数	844人
精算額	追加徴収 3,196,540円
合計	追給 125,084円
最大精算額	13,752円

※文書については単独マネジメント局 55局に発出。2022年度10月31日までに採用となった社員を対象。

※単独マネジメント局窓口機能の社員及びエリアマネジメント局社員については、長野共通事務集約センターにて月の勤務日数を修正しており、精算対応不要。

4 発覚の経緯

郵便局から月の勤務日数の修正を行っていない場合の対応についての照会があり、その他の局の雇用マスタを確認したところ、月の勤務日数を修正していないと思われる郵便局が複数あった。

5 今後の対応

- ・2023年2月8日(水)～15日(水)
精算対応発生局において、職場労使委員会の窓口で情報提供。
- ・2023年2月16日(木)～22日(水)
精算対応発生局において、対象社員へ精算額等の説明を実施。

6 再発防止策(支社)

本社からの情報を基に、郵便局で見落とす可能性がある部分を確認し、郵便局へ情報文書等を送付し注意喚起を行う。

以上